

役員実費弁償等に関する規程

社会福祉法人 種の会

役員実費弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人種の会の役員及びその他理事長が必要と認めた者の実費弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、評議員及び監事をいう。

(理事会・評議員会の出席)

第3条 役員及びその他理事長が必要と認めた者が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の実費弁償)

第4条 非常勤理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。常勤理事は「役員報酬規程」により報酬を支払うことができる。

2 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会と評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成24年6月1日より適用する
この規程は、平成24年11月10日より一部改訂する
この規程は、平成29年6月13日より一部改訂する

別表 1

名 称	実費弁償費
理事会・評議員会出席	10,000円
理事長が必要と認めた者	10,000円

別表 2

名 称	実費弁償費
役員業務	10,000円
監事監査	10,000円
理事長が必要と認めた者	10,000円

別表 3

旅 費	宿泊費	その他
実 費	実 費	実 費